

公立大学法人滋賀県立大学授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する規程

平成 24 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 149 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第47条第3号および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第27条において準用する除籍の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の要件)

第2条 滋賀県立大学（以下「本学」という。）の学部または大学院の研究科（以下「学部等」という。）に在学する者が、前期授業料にあつては当該年度の2月末日までに、後期授業料にあつては翌年度の8月末日までに授業料を完納しない場合には、除籍の手続きを開始するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業または修了見込みの年度にあつては、卒業または修了見込みの日の属する月の前月末までに、学則第23条または大学院学則第12条に規定する在学年限の最終年度にあつては、在学年限を超える日の属する月の前々月末までに授業料が完納されない場合には、除籍の手続きを開始するものとする。

(除籍予告通知)

第3条 事務局長は、学則第47条第3号または大学院学則第27条に該当するおそれのある者およびその保証人に対し、前条の納付期限の日の概ね1か月前にその旨を通知するものとする。（様式1号）

(除籍の決定)

第4条 学長は、第2条の納付期限までに納付がない者があるときは、3月または9月に開催される、学部にあつては関係教授会の、大学院にあつては関係研究科会議の議を経て、除籍を決定する。

(除籍の通知)

第5条 学長は、除籍処分を下したときは、当該学生およびその保証人に通知するものとする。（様式2号）

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、除籍の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在学し、この規程の施行後引き続き本学に在学する者については、平成23年度前期以前の授業料未納期間に第2条の規定を適用しない。
- 3 この規程の施行前における除籍の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(様式1号)

年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学
事務局長

授業料未納に伴う除籍の予告について（通知）

年度の授業料について、 年 月 日現在、完納されていません。

年 月 日までに全額納入されない場合には、滋賀県立大学学則（滋賀県立大学大学院学則）に基づき、除籍の手続きを開始することになりますので、通知します。

なお、この通知書と行き違いに授業料を納入されている場合には、ご容赦下さい。

記

- 1 学生氏名 ○○学部 ○○学科
 学籍番号 ○○○○
 ○○○○
- 2 授業料未納金額
- 3 除籍の理由 滋賀県立大学学則第47条第3号
 （滋賀県立大学院学則第27条で準用する滋賀県立大学学則第47条第3号）
- 4 その他 除籍された場合には、滋賀県立大学学則第36条（滋賀県立大学大学院学則第27条で準用する滋賀県立大学学則第36条）の規定により、授業料未納期間に係る単位は認定されません。

（参考）滋賀県立大学学則

第47条 次の各号のいずれかに該当する者については、教授会の議を経て、学長は除籍することができる。

（3）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(様式2号)

年 月 日

様

滋賀県立大学
学長

除 籍 通 知 書

公立大学法人滋賀県立大学学則に基づき、下記のとおり除籍します。

記

- 1 学生氏名 ○○学部 ○○学科
 学籍番号 ○○○○
 ○○○○
- 2 除籍の理由 滋賀県立大学学則第47条第3号
 (滋賀県立大学院学則第27条で準用する滋賀県立大学学則第47条第3号)
- 3 授業料未納金額
- 4 除籍年月日 年 月 日
- 5 除籍の効果 滋賀県立大学学則第36条(滋賀県立大学大学院学則第27条で準用する滋賀県立大学学則第36条)の規定により、授業料未納期間に係る単位は認定されません。
 未納分の授業料は、除籍されても免除されません。速やかに納入してください。納入された場合には、取り消された単位の再認定を申請することができます。
- 6 再入学 除籍された後でも所定の条件を満たせば、滋賀県立大学学則第32条(滋賀県立大学大学院学則第16条)の規定による再入学が可能です。詳細や不明な点については学生支援センターにご相談ください。

(参考) 滋賀県立大学学則

第47条 次の各号のいずれかに該当する者については、教授会の議を経て、学長は除籍することができる。

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者